

(改正後全文)

雇児発0701004号
平成15年7月1日

【一部改正】平成17年4月20日雇児発第0420001号

【一部改正】平成24年3月29日雇児発0329第8号

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について

母子生活支援施設に入所している母子の保護については離婚直後など集中的な支援を必要とする者がいる一方で、比較的緩やかな生活指導と相談支援等により早期に自立が見込まれる者もいる。早期に自立が見込まれる者について、地域の中の住宅地などに小規模分園型（サテライト型）施設を設置し、本体施設と十分な連携の下、自立生活の支援を重点的に行うために、別添のとおり「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設設置運営要綱」を定め、平成15年8月1日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別添)

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設設置運営要綱

1 事業の目的

小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（以下「小規模分園型施設」という。）は、現に本体の母子生活支援施設（以下「本体施設」という。）を運営している法人の支援のもと、地域社会の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、早期に自立が見込まれる者等について一定期間地域社会の中で母子保護を実施することにより、母子の自立の促進に寄与することを目的とする。

2 運営主体

小規模分園型施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、すでに本体施設を運営しているものとする。

3 対象者

比較的緩やかな援助及び生活指導等により早期に自立が見込まれる者など施設長が適当と認める者

4 定員

小規模分園型施設の定員は、本体施設とは別に5世帯以上10世帯未満とし、常に4世帯を下回らないようにすること。

5 設備等

- (1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している母子に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- (2) 本体施設の定員が原則として20世帯以上の施設であること。
- (3) 入所している母子の世帯ごとに居室を設け、その床面積は、1人当たり4.95㎡以上とすること。ただし、平成22年度以前から指定を受けているものにあつては、なお従前の例による。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

6 職員

- (1) 本体施設の職員との勤務体制等の調整を図り、母子支援員を1名責任者として配置すること。
- (2) 必要に応じ、その他の職員（非常勤可）を置くこと。

7 運営に当たっての留意事項

- (1) 小規模分園型施設は、本体施設から援助が得られる等常に適切な対応がとれる場所で実施するものとする。
- (2) 施設の運営に当たっては、入所者の安全確保に十分留意すること。
- (3) 施設の運営に当たっては、福祉事務所、児童相談所、児童の通学する学校、母子家庭等就業・自立支援センター、母子自立支援員、母子寡婦福祉団体、公共職業安定所等と緊密に連携をとり、入所母子に対する自立支援が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (4) 本体施設から小規模分園型施設に移行する母子に対しては、事前にこの施設の目的及び内容を十分説明することにより、円滑な施設運営が実施されるよう留意すること。
- (5) 小規模分園型施設における入所期間は、原則、1年以内とする。

8 経費

小規模分園型施設の運営に要する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。

なお、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この申請及び指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、1小規模分園型施設の指定とすること。
- (3) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由がなく、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

別添様式 1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定状況について

標記について、平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添の9に基づき報告する。

1. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定状況

所管母子生活支援施設数	小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設	
	申請施設数（注1）	うち指定施設数（注2）

（注1）都道府県市に申請があった施設の数を入力すること。

（注2）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定施設一覧…別紙

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県
指 定 都 市 民生主管部（局）長 印
児童相談所設置市

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実施状況について

標記について、平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添の9に基づき報告する。

1. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設指定状況

所管母子生活支援施設数	うち指定施設数（注）

（注）都道府県市に申請があったもののうち、指定された施設の数を入力すること。

2. 平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援実施報告書 … 別紙

別紙

平成 年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設実績報告書

平成 年 月 日

都道府県（指定都市・中核市）名

施設名			所在地	〒			
設置主体			経営主体				
入所世帯数（年度当初）			職員数（年度当初）				
定員	人	現員	人	定員	人	現員	人
暫定定員	人			直接処遇職員	人	直接処遇職員	人
小規模分園型施設の母子世帯在所状況（各月1日現在）							
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
在所世帯数							
月	11月	12月	1月	2月	3月	計	月平均
在所世帯数							
対象母子世帯の状況	対象世帯数 人（実人数）						
	内訳（年齢・性別・現在の状況・その他）						
担当者の状況	（責任者）		母子支援員・保育士・その他				
	（ 歳 男・女）		常勤・非常勤／専任・兼任		支援員経験年数 年		
	（ 歳 男・女）		母子支援員・保育士・その他		支援員経験年数 年		
	（ 歳 男・女）		常勤・非常勤／専任・兼任		支援員経験年数 年		
備考	（ 歳 男・女）		母子支援員・保育士・その他		支援員経験年数 年		
	（ 歳 男・女）		常勤・非常勤／専任・兼任		支援員経験年数 年		

（記入上の注意）

1. 支援員経験年数には、本体施設における母子支援員の勤続年数（児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第71号）による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第27条に規定する母子指導員であった者を含む。）を記入すること。
2. 備考欄には、本事業を実施したことによる処遇上の効果等、施設長（若しくは担当者）の所見等を記すこと。